

手軽にキレイに…のつもりがトラブル発生!?

セルフエステの契約は慎重に!

手軽にサロンの機器が使えて人気のセルフエステですが、トラブルが多数発生しています。契約前によく確認しましょう。

相談事例

ネットの広告を見て脱毛やダイエット等に効くマシンが自由に使えるセルフエステの1か月無料体験を申し込んだが、一度も行かないまま、無料体験期間が終了した。その後エステ店から2か月分の会費15,000円を請求するメールが届いた。無料体験期間内に解約手続きをしないと、自動的に有料会員になる契約だったようだ。会費は支払わないといけないう。 (10歳代:女性)



ココに注意

◆「無料体験」のみのつもりが、自動的に有料会員に

エステサロンで用いられる専用機器等を自分で操作して施術するセルフエステの多くは、月額料金を支払うと自由に機器を使用できる契約(サブスクリプション契約)です。無料体験期間後、自動的に有料会員に更新されることがあります。解約したい場合は、定められた解約手続きを取らないと、高額な請求となることがあります。

◆セルフエステで怪我をした事例も

サロン専用機器は市販品と比べて出力が高いため、仕組みや使い方、身体への影響などを十分に理解しないまま使用すると、思わぬ怪我や事故につながる場合があります。十分に説明を受けてから契約をしましょう。

トラブルを防ぐには?

◆契約前に内容をよく確認しましょう

一定期間続ける前提で月額料金が割安になるプランを勧められることもあります。解約時期に制約がある契約をする場合は、途中で通えなくなる可能性なども考え、契約書をよく読み、中途解約の条件なども含めて、慎重に検討しましょう。

◆十分に説明を受けてから契約を

機器を自分で操作することの危険性、傷害を負った場合の補償や解約ルール等について、しっかりと説明を求めましょう。

不安や疑問を感じた場合はすぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

[消費者ホットライン] 局番なしの **188** (いやや!)

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

消費生活に関わる東京都の情報サイト



東京くらしWEB



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>



東京都多摩消費生活センター

令和6年度 作成